

# 事実婚 内縁 同性婚 入籍しない通り婚



# 準婚

したがって、法律婚とは異なるものの、準婚は、お互いを人生の良きパートナーとして、互いに敬意を払い、対等に協力しあう関係といえます。

当機構では、準婚を「事実婚・内縁や同性婚、入籍しない通り婚など法律婚以外のパートナーシップ（婚姻に相当する程度の親密な関係）」と定義しています。



全国を対象とした宣誓認定を行います



認定カップルのコミュニティを形成



医療現場の立会など様々な場面で役立つ可能性



## 認定証見本



## 認定カード見本



ディアパートナーとは、「一般社団法人ディアパートナー推進機構」が準婚パートナーシップ宣誓を行った二人の関係性を認定する準婚カップルのパートナーの愛称です。

多様な人々が共に生き、さまざまな個性が響き合い、互いに価値観を認め合いながら、誰もが生き生きと、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指す当機構が、この理念に沿って、パートナーシップを形成しようとする準婚カップルの宣誓を認定する制度を事業化しました。

こうした取組みを、親しみを込めて「ディアパートナー事業」と名付け、事業の情報発信やコミュニティ形成を積極的に行っていきます。

「ディアパートナー / DEAR PARTNER」は  
一般社団法人ディアパートナー推進機構の登録商標です。（登録番号 6235116 号）



# 準婚パートナーシップ宣誓認定制度のメリット

お互いを人生の良きパートナー（愛称：ディアパートナー）として、互いに敬意を払い、対等に協力しあい、生き生きと個性的に自分らしく生活ができるよう、当機構が二人の関係性を認定し、尊重することは大きな意義と効果があると考えています。



認定証、認定カード（運転免許証サイズ）の発行



全国を対象とした宣誓認定（書留郵便を利用）



別居の「入籍しない通い婚」の関係も宣誓により認定



パートナーシップ宣誓者の法的保護、パーティーや旅行等のサービスをオプションとして提供



二人の絆の再確認



二人の「結びつき」や「絆」を再確認し合うツールとして



二人の関係性を第三者に証明するための拠り所・手段として



医療現場の立会など様々な場面で役立つ可能性



認定カップル同士のコミュニティを形成し、旬な話題提供や情報交換、悩み相談など豊かな交流を実現

- ・パートナーシップ宣誓認定制度を全国規模で展開
- ・住所は国内であればどこでも対象で国内転居も自由
- ・未婚のカップル同士なら異性同士でも同性同士でもOK
- ・内縁・事実婚、同性婚、入籍しない通い婚など法律婚以外のパートナーシップ宣誓を幅広く認定
- ・宣誓認定には法律婚のような法律上の効果は生じません
- ・認定には所定の料金が発生します
- ・申請には「独身証明書」や「住民票」などが必要です

## 準婚パートナーシップ宣誓認定の対象に

### 該当する関係と該当しない関係

次のように多様な形態があります



COPPLE

同性婚

内縁

狭義の事実婚

同棲関係

入籍しない通い婚

(恋愛関係)



重婚的内縁

愛人(妾)関係

性愛(私通)関係

婚約関係

\*3)

\*4)



同居婚

通い婚

別居婚

男女が婚姻意思の合致を持って、市町村役場に婚姻届を提出し、受理されたもの[ 民法第731条～741条 ]

\*1 いろいろな事情から婚姻届が出せない異性同士。

\*2 自分たちの主体的な意思で婚姻届を出さない異性（未婚者及び離婚者）同士。（夫婦別姓の実践など）

\*3 一方もしくは両方に配偶者がありながら、別の異性と内縁関係にある場合。

\*4 性的な物事をを行う人間関係（異性同士、同性同士）。

\*5 なお本表は多数と考えられるケースです。例外もあります。



DEAR PARTNER®

一般社団法人 ディアパートナー推進機構

〒390-0851 長野県松本市島内 3777 番地 7

電話：0263-48-6900 FAX：0263-48-2070

URL：<https://dearpartner.jp> E-mail：ai@dearpartner.jp